

令和7年度
町政執行方針

訓子府町長 伊 田 彰

はじめに、去年は、年始の能登半島地震をはじめとして、台風や豪雨など、日本各地で多くの予期せぬ自然災害が発生した１年でした。被災された方々に改めてお見舞いを申し上げます。また、特に能登半島地震で被害を受けた地域では復旧復興への道のりは、いまだ道半ばです。被災した皆様が一日も早く日常を取り戻すことができることを心からお祈り申し上げます。

本年は、私の町長任期の折り返しの年です。一昨年の５月に町長就任以来、多くの町民、団体、関係組織の皆さまから温かいご支援・ご協力を賜り、町政の舵取りを担わせていただきました。

新たな年度を迎えるにあたり、町民の皆さまの声に真摯に耳を傾け、また、町民の皆さまの参加とお力添えをいただきながら、「みんなでつくる訓子府のみらい」「誰一人取り残さないまちづくり」を旗印に、様々な課題に全力で取り組んでまいります。

それでは、令和７年第１回定例町議会の開会にあたり、令和７年度の町政執行方針を申し上げ、町民の皆さま並びに町議会議員の皆さまのご理解とご協力を賜りたいと存じます。

＝令和 7 年度のまちづくり＝

令和 7 年度における、私の町づくりの目標実現に向けた主な施策の推進について、第 6 次訓子府町総合計画の 7 つの将来目標に沿って申し上げます。

将来目標の 1 点目は、「安心して『子ども』を産み、育てられるまちづくり」についてであります。

令和 6 年の我が国の出生数は前年比 5.8%減の 68 万 5 千人と平成 28 年の 100 万人割れから、統計開始以来過去最少を更新するなど、出生数の減少ペースに明らかな加速が認められています。政府は我が国が直面する最大の危機であるとし「こどもまんなか社会の実現」「こども未来戦略におけるこども・子育て支援加速化プランの集中実施」など、次々に少子化のトレンドを反転させるための施策を進めております。

本町においても、出生数が一昨年の 10 人、昨年は 16 人と少子化が進行しており、継続して誰もが安心して子どもを産み、育児ができる支援や体制のさらなる充実を図り、「子育てするなら訓子府」という町の魅力を広く発信し、若い世代が本町で暮らし、子どもを

産み育てたいと思うことができる町づくりのため、町全体でこども・子育てを支え、全ての子育て世帯を切れ目なく支援する施策の展開に努めてまいります。

【認定こども園】

国の制度による３歳以上の保育料無償化に加えて、町独自の３歳以上の給食材料費と３歳未満の保育料、給食材料費を加えて保育料の無償化を継続し、保護者の経済的負担のさらなる軽減を進めてまいります。さらに保育教諭や特別な支援を要する園児のための支援員配置と職員の研修の充実を図るとともに、大きな効果を出している保育ＩＣＴシステム「コドモン」の継続利用により、保育教諭の業務効率化、教諭と保護者との密接な連絡体制の構築、情報発信等を進めてまいります。

また、経年劣化した園児の昼寝用布団を「昼寝コット・メッシュシート」に更新整備し、衛生面の向上や管理負担の軽減を図ってまいります。

令和７年度は、開園１０年を迎える記念の年であることから広く町民が参加できるような記念事業を開催してまいります。

【子育て支援】

「ともに支え合い、安心して子育て、元気に子育てができるまち」を基本理念に今回策定した「第3期訓子府町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、町全体で子育て家庭を支援し、安心して子育てができる環境の整備に努めてまいります。

子どもを持ちたい方への特定不妊・不育症治療費助成事業、妊産婦一般健診などの経済的支援の実施や産後ケア事業を継続し、妊婦・子育て家庭への伴走型相談支援を充実させ、出産前後の不安解消を図ってまいります。

乳児・育児期には、乳幼児健康診査等検査費や未熟児養育医療費の助成を継続するほか、離乳食教室など月齢に応じた各種教室・健康相談の開催、定期予防接種、インフルエンザ、おたふくかぜの任意予防接種費用への助成、フッ素塗布などの子ども歯科保健事業を引き続き実施してまいります。

子育て支援センター「ひだまり」では乳幼児期の保護者と子どもの交流の場として、各種行事や講座の開催、託児など一時預かり事業の実施などにより妊娠・出産・子育てへの切れ目のない支援に努めてまいります。

子育て世代への包括的な支援を行うため、各担当部署が連携し、妊娠初期からそれぞれの段階に応じたサービスや情報提供、助言などを通じ、乳幼児から学童に至る子育て不安の解消を図ってまいります。

放課後児童対策につきましては、保護者の就労形態の多様化に対応した支援体制の充実や児童センター、放課後子ども教室、みつばちクラブ運営支援など子どもたちの放課後生活の支援に取り組んでまいります。

【その他の子ども子育て対策】

就学前の発達に関し支援が必要な子ども・家庭が利用する北見市子ども総合支援センターきらりへの通園費助成をはじめ、美幌療育病院専門職による年中児健康相談や子育て支援センター、児童センター、認定こども園、小中学校での発達支援事業、障がい児自立支援事業などにより早期発見、療育につなげてまいります。

また、要保護児童対策地域協議会を設け、要保護児童の適切な保護・支援にも取り組んでまいります。

さらに、ひとり親家庭等への医療費助成、未熟児養育医療費の助成、令和5年度に高校生まで対象を拡大したこども医療費の無償

化を継続実施し、子どもの医療及び発達支援対策等の充実に努めてまいります。

将来目標の2点目は、「強い『産業』で活力を生み出すまちづくり」についてであります。

令和6年度は依然として中東やウクライナにおける戦争は収束の兆しを見せず、また、アメリカではトランプ新政権が発足し、経済政策がどう変化していくか、その一挙一動が注目されております。政府はDX・GXなどの成長分野への積極的な国内投資などの産業政策を進め、30年ぶりとなる水準の賃上げや史上最高値水準の株価、そして名目GDPも初めて600兆円の大台を超えるなどの成果を上げました。ただし、依然として続くエネルギー料金の高騰や生産資材の高騰、物価高の影響は大きく、地方経済の厳しい状況には明るい兆しが見えてこないというのが現状でございます。

基幹産業である農業において、去年は農政の基本理念や政策の方向性を示す「食料・農業・農村基本法」が改正されました。しかしながら、基本法はあくまで理念法であり、この理念を実現するた

めに、国では、まずは「食料・農業・農村基本計画」を策定し、それに基づく制度設計や予算措置が進められることとなります。

本町においては、このような国の動きを注視し、きたみらい農業協同組合を始めとした関係団体と緊密な連携を図りながら、各種施策に取り組み、将来に向けた農業基盤の構築に取り組んでまいります。

また、商工業においても、町内業者の活動をサポートする各種施策を継続実施し、地域の活力が維持・発展していくよう努めてまいります。

【農業生産基盤の整備】

本町の農業政策の中心を成している農業基盤整備事業については、５地区の事業を継続してまいります。

令和７年度は、道営山林川地区では排水改修工事を、道営訓子府北東地区では区画整理などの面工事を、西１７号線地区では町道西１７号線の舗装修繕を、道営西３３号線地区では町道西３３号線の測量試験を継続実施するとともに、道営訓子府中部地区水利施設等保全高度化事業を開始し、令和７年度は面工事の測量試験を実施してまいります。

また、農業水路等長寿命化・防災減災事業として、令和7年度は協成地区排水路の水路改修・用地確定測量、用地補償を実施してまいります。

【農業後継者の育成】

全国的な農業者の減少や高齢化問題については、本町においても同様であり、基幹産業である農業を将来的に持続していくためにも、農業後継者の確保と就農者の経営能力育成は継続して実施すべき重要な施策であります。そのため、経営継承・発展支援事業として、経営を継承した後継者への経営発展に向けた取り組みに対する支援をしてまいります。

また、新規就農者に対しても新規就農者等支援条例に基づく支援など、担い手確保に取り組んでまいります。

くねっふ農業未来づくり試験事業では、北見農業試験場に「馬鈴薯ゆめいころの栽培方法の確立」をテーマに令和6年度から試験委託しており、これを継続してまいります。さらには、担い手の消費者交流や研修参加経費を助成する農業担い手育成事業を継続して実施してまいります。

また、出会い事業等の担い手配偶者対策事業を農業担い手対策

推進協議会とともに進めてまいります。

農業経営の近代化と効率化では、麦作振興会におけるコンバインの更新・導入のための整備資金、農業経営基盤強化資金、異常気象による資金対応への利子補給や畑作物の直接支払交付金等経営所得安定対策を継続してまいります。

【畜産経営の効率化】

令和7年度は、公社営畜産担い手育成総合整備事業として、酪農家の草地整備を継続実施してまいります。さらに家畜資質改善対策事業、家畜伝染病予防対策としての畜産環境整備事業のほか、酪農ヘルパー事業などによる労働環境改善、労働力確保などを継続して支援してまいります。

現在4台ある牧場巡回車のうち、修理不能の車両1台について廃車とすることとし、昨年に引き続き新たに中古車1台を購入するなど、施設の適正維持に努め、入牧牛の適切な飼養管理・入牧頭数の確保による運営の安定化に努めてまいります。

【魅力ある農業と理解される農業の確立】

訓子府ブランドである「くんねっぷメロン」を守るため、訓子府町メロン振興会に対し種子代や花粉交配用蜜蜂などの支援とメロン増産意欲向上を図るため、町内農業者に対し、新規のメロン用ハウス整備に係る経費の一部を継続支援してまいります。

また、きたみらい農業協同組合と連携した、クリーン農業推進のための農業振興対策事業、作物の品質向上や肥料・薬剤の効果を試験圃場で実証する農業技術対策事業、農業者による農地及び用排水路等の基礎的保全や農村環境保全などを行う集落営農活動支援事業などに対する助成、農業交流センターを活用した地域加工グループの取り組みや加工技術の向上を目的とした講習など魅力ある取り組みに対して支援してまいります。

食害や踏害など農作物に深刻な被害を与える有害鳥獣対策では、猟友会の協力を得て猟銃による駆除、くくりわなの貸出しによる駆除の実施、エゾシカ駆除報償金の交付のほか、狩猟免許取得者への助成による担い手の確保、適正な残滓処理に取り組んでまいります。

【森を守り育てる】

一般民有林の森林資源の循環利用の確立と地球温暖化防止など

森林の有する多面的な機能が発揮できる森づくりの推進を図るため、森林環境譲与税を活用し、民有林管理推進事業では、木材生産のために「特に効率的な施業が可能な森林」で実施する保育間伐に対して、国・道の上乗せ補助を、森林環境保全整備事業では、補助対象とならない搬出間伐に対し、町単独で補助してまいります。また、人工造林、除間伐に対し補助を行う民有林振興事業、森林組合への民有林育成指導事業に対する支援も継続してまいります。

また、町の貴重な財産であります町有林につきましては、将来を見据えた適正な管理を実現していくため、町有林野経営審議会などの専門的な意見とあわせ、^{エスジェック} S G E C 森林認証の規定に基づき持続可能な森林経営を推進してまいります。

【商工観光の活性化】

令和7年度も、本町の農産物及び特産品のブランディングを推進するため、付加価値の向上を目指した生産と加工、販売の6次産業化に向けた取り組みや農商工連携の取り組みを推進し、新商品の開発や販路拡大等の取り組みを支援するとともに、既存の商品についてのリブランディングによる販路拡大の支援を実施します。

また、地域振興に資する民間投資を支援するため、国のローカル１０，０００プロジェクトを活用できるよう支援制度を継続してまいります。

新たに営業を行う事業者や第２創業に挑戦する事業者の店舗購入または新築、空き店舗の再活用に係る改装などに要する経費を補助する店舗出店等支援事業や既存店舗の改修に要する経費の一部を助成する店舗改修事業についても継続実施してまいります。

厳しい環境が続く小売商業及びサービス業ですが、商工会を通じた商業振興策に取り組むため、引き続き商工会や商店街の賑わい創出のため、商店街等活性化推進対策に対し支援を行います。

また、町内における住宅の改修工事や住宅設備の整備を推進する住環境リフォーム促進事業を継続し、商店街の活性化と商工業者の受注機会の拡大を図ってまいります。

商工業就労助成事業、商工業後継者育成助成事業を継続し、後継者の確保をするなど商工業後継者対策を行い、中小企業特別融資運用基金貸付事業と利子補給、町内企業等との情報交換などにより、企業、事業所の存置対策にも取り組んでまいります。

さらにふるさとまつり、さむさむまつりなどのイベント開催などにより、まちの活力を高め、町内外にまちのイメージアップなどを図るため、産業観光振興協議会活動を促進してまいります。

【まちづくり株式会社】

公約に掲げておりますまちづくり株式会社につきましては、令和8年度に設立することで進めており、地域活性化起業人及び地域おこし協力隊の制度を活用し、訓子府町の新たな魅力や資源を発掘・発信することとし、首都圏でのキッチンカーを活用した移動型のアンテナショップや「くんねっぷオニオンナイト」の開催など、地域ブランディング・農業・教育・移住定住・町のプロモーションなど様々な側面から事業を展開し、石破総理の重要施策である「令和の日本列島改造」「地方創生2.0」に連動した、若者や女性に選ばれる「楽しい訓子府」を目指し、基本計画に着手し、訓子府町に新たな風を吹かせてまいります。

将来目標の3点目は、「いつまでも『健康』に暮らせるまちづくり」についてであります。

乳幼児期から高齢期までの健康づくりに取り組み、住み慣れた地域で生涯にわたり健やかで活躍し続けることができるよう保健・医療・福祉の充実したまちづくりを進めます。

【高齢者福祉・介護保険】

第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で医療、介護、介護予防、住まい、生活支援のサービスを受けながら暮らし続けられる地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて取り組んでまいります。

認知症対策では北見赤十字病院の認知症専門医等と連携し、認知症の早期発見・早期対応を行う「認知症初期集中支援チーム事業」を実施します。また、「生活支援コーディネーター業務」を社会福祉協議会に委託し、高齢者の困り事などへの対応や支え合いの体制づくりを推進してまいります。

在宅の高齢者に対しては、災害弱者緊急通報装置の設置、ショートステイサービス、愛の声かけ訪問、移送サービス、除雪サービスなどの在宅福祉サービスを継続いたします。また、GPS端末購入費を助成する認知症高齢者等対策事業、紙おむつ等の購入助成や

紙おむつ等を利用されている方への指定ごみ袋無償配布事業など、介護家族の支援事業も継続してまいります。さらには、地域包括支援センターにおける相談体制の充実を図り、高齢者の生活機能の維持・向上、自立支援を目的とした地域リハビリテーション活動支援事業、自主活動による「いきいき百歳体操」の支援など、介護予防事業を引き続き実施してまいります。

また、定住自立圏で設置した北見地域成年後見中核センターと連携し、認知症や障がい等の理由で判断能力が不十分な方の成年後見制度の利用支援や権利が守られる体制づくりを図ってまいります。

高齢者の生きがいと自立促進に向けては、社会福祉協議会と連携し、ボランティア活動や老人クラブの支援を通じて、高齢者の積極的な社会参加促進に取り組むほか、高齢者を敬愛し、長寿を祝う場として敬老祭を開催してまいります。また、各地域において自主的に行われている交流の場づくりなどの取り組みに対しても引き続き支援、協力してまいります。

特別養護老人ホーム「静寿園」を運営する「訓子府福祉会」への支援については、令和6年度に改定された介護報酬が3年間据え

置かれることとなりますが、昨今の物価高騰に対応できる額ではないため、収支不足が進んでいくことから、支援の拡充を実施してまいります。

【地域福祉の推進】

地域福祉を推進する中核的福祉団体である社会福祉協議会の運営に対する支援をはじめ、民生委員児童委員協議会や保護司会の活動支援、このほか広域の福祉団体の活動や運営に対する助成を継続し、地域全体で福祉活動が展開され、共に支え合う地域福祉環境が充実する町づくりに努めてまいります。

【保健・医療対策】

町民一人ひとりが健やかに暮らせるよう、本年３月に策定される「第３期健康増進計画」に基づき、健診などを通じた疾病の早期発見、生活習慣病の予防など健康づくり活動を推進します。

町民の健康づくりや保健事業は、１１月に健康月間として月間チャレンジ事業や運動講座を開催するほか、町民健診、後期高齢者健診、各種がん検診、歯周病健診の実施や^{ペ ッ ト}ＰＥＴ－^{シーティ}ＣＴがん検診の助成を継続します。感染症予防対策では高齢者インフルエンザ・成

人用肺炎球菌、新型コロナウイルス感染症・带状疱疹等定期予防接種に取り組んでまいります。

医療に関しましては、地元医療機関や北見医師会との連携や、昨年１０月に開設された北見市休日夜間急病センターを活用し、休日夜間・休日にも安心して医療サービスが受けられるよう救急医療体制の確保に努めます。また、精神疾患や特定疾患患者、人工透析患者の通院や訪問看護利用に係る交通費助成を継続してまいります。

国民健康保険事業では、医療保険制度の周知や脳ドック費用の助成、特定健診の受診率向上に向けた受診勧奨や保健指導の充実に積極的に取り組んでまいります。また、平成３０年度から事業・財政の運営主体が北海道となり７年が経過し、北海道では令和１２年度を目途に「北海道標準統一保険税率」を目指しており、本町においても令和１２年度に向け、段階的に国民健康保険税率の見直しを図ってまいります。

【障がい者福祉の推進】

障がい者福祉に関しましては、令和５年度に策定した第７期障がい者福祉計画、第３期障がい児福祉計画に基づき、住み慣れた地

域で可能な限り必要な支援が受けられ、社会参加の機会が確保されるなど、障がいの有無や種別によって分け隔てられることのない共生社会を目指し、自立支援サービス事業と地域生活支援事業の実施に努めてまいります。

北見地域基幹相談支援センターと連携し、障がいのある方の高齢化、重度化や親亡き後を見据えたさまざまな支援を切れ目なく提供できる体制づくりを進めてまいります。

町独自の事業である障がい者外出支援サービス、配食サービス、除雪サービス、重度身体障害者交通費助成を引き続き実施してまいります。

また、就労継続支援事業所「きらきら本舗」の運営費の補助を継続するとともに、新たに障がい者グループホーム「もりの風」の運営費の支援を実施してまいります。

将来目標の4点目は、「きめ細やかな『教育』で豊かな心と健やかな体を育むまちづくり」についてであります。

本年３月に策定される「第３期訓子府町教育大綱」に基づき教育委員会と密接に連携しながら、多様化する課題の解決と特色ある教育の形成にも配慮し、「教育の町・くんねっぷ」にふさわしい町づくりに取り組んでまいります。

個別の政策につきましては、教育長からの教育行政執行方針により述べさせていただきます。

将来目標の５点目は、「みんなが快適に暮らせる『基盤』を整えるまちづくり」についてであります。

社会資本整備については、政府は旧来のモノの豊かさの追求から、高い生活の質「ウェルビーイング」実現を重視した考え方に舵を切り替えておりますが、そのような中でも社会資本の整備は、町民の日常生活や経済活動を支える重要な施策のひとつであります。

本町の道路、橋りょう、河川、上水道、下水道、町営住宅、廃棄物処理施設などの多くの施設は経年劣化しているため計画的に

長寿命化修繕と良好な維持管理を実施し、生活環境、経済環境の維持に努めてまいります。

【定住促進・関係人口】

本町の住宅は持ち家と町営住宅が多くを占める現状にあります。特に公的借家である町営住宅は、令和２年度に改正した「訓子府町公営住宅等長寿命化計画」に基づき、令和７年度は幸栄団地で１棟４戸の居住性向上の内部改修を実施してまいります。また、日出団地の居住性向上に係る改修に向け実施設計をしてまいります。持ち家対策としましては、従来の空き家所有者の空き家情報を提供する空き家バンク制度に空き家を利活用したい希望者の情報も公開する「さかさまバンク」を取り入れ、マッチング効果を高める取り組みや、高齢化により近い将来増加が見込まれる町内の空き家の流通や空き家バンクへの登録をさらに促進させるため、既存の物件の買主に対する空き家活用定住対策補助金を廃止し、新たに物件の売り主に対し、登記・残置物撤去・耐震診断に係る費用の補助を行う「空き家流通促進事業補助金」を創設するとともに、全国版の空き家バンクと連動させ、希望する新規登録者は全国版にも掲載を可能とし発信力を高めるなど、空き家住宅政策のアップデート

一トを進め、既存の不良空き住宅等除却費補助金の継続等と併せ、住宅政策の充実に努めてまいります。

婚姻した世帯に対する支援として、住宅取得費用・住宅リフォーム費用及び住宅賃貸借費用や引っ越し費用を支援する結婚新生活支援事業補助金を継続いたします。

また、移住支援金の継続のほか、移住目的の住居や仕事探し、又は移住体験で町内に滞在する期間中の宿泊費の一部を助成する体験宿泊費補助金の新設、地域居住希望に応えるため、町有住宅を移住体験住宅として活用してまいります。

【道路橋梁・河川の整備】

令和7年度の町道整備については、南13線、北1条線の舗装修繕を継続実施するとともに、新たに南8線についても舗装修繕を実施してまいります。また、南訓線、西1丁目線、末広団地東1丁目、豊坂西31号線の側溝補修やその他の路線の舗装・区画線の補修など道路維持事業を実施。さらには南12線沿いの老朽化している立入防護柵の修繕を行う沿線立入防護柵整備事業に着手してまいります。

北海道横断自動車道は、端野・美幌高野間の早期完成、陸別・小利別間の早期整備と女満別空港・網走間、足寄・陸別間の早期着手など全線開通に向け国などに要請してまいります。

また、町道除排雪事業では、老朽化した除雪ドーザ１台の更新を実施いたします。さらには高齢者世帯置き雪除雪事業と高齢者・障がい者の除雪サービスを継続するなど、冬期間の町道除排雪に万全を期してまいります。

橋りょう整備では、まず、令和３・４年に実施した橋りょう点検に基づく９９橋の橋りょう長寿命化修繕計画を改定し橋梁の長寿命化を進めており、令和７年度は昨年実施設計をした緑橋、笹橋、山田橋、山本橋、小松橋、美園橋の６橋の橋りょう長寿命化修繕工事を、また、叶橋、紅葉橋、笠野橋の３橋の詳細設計を実施してまいります。

河川につきましては、西幸町排水川、岩渕川のトラフ修繕、山腰排水川の植生工、西訓川の護岸補修など河川の維持管理に努めてまいります。

オロムシ川及びシルコマベツ川の河川改修工事の早期完成、訓子府川の駒里樋門新設については引き続き関係機関に粘り強く要

請していくほか、長年被災が続く紅葉川は国営かんがい・排水事業の箇所付けされ、今年度より詳細設計や用地測量を順次実施していき、災害の未然防止や減災対策を図ってまいります。

【上下水道事業】

水道事業につきましては、令和7年度も継続して国庫補助を活用し、大谷水系導水管2千メートルの更新を実施してまいります。

老朽管更新事業では南5線の老朽管更新工事を実施する等計画的に老朽管の更新を進め、安全、安心な水道水供給に向けた維持管理に努めるとともに、常盤給水施設の加圧ポンプ室の新設や有事の際に活用する組立式給水タンクを整備するなど給水体制の強化を図ってまいります。

下水道事業につきましては、令和7年度も実践会地区での個別排水処理施設整備事業を継続するとともに、新たに維持管理適正化計画を策定し、水洗化の普及促進及び快適で衛生的な生活環境の確保と公共水域の水質保全を図ってまいります。

【地域交通】

本町唯一の公共交通機関を運行する北海道北見バスに地域間幹線系統確保維持事業費補助金を路線沿線の北見市、置戸町、陸別町と連携したなかで継続支援し、バス路線の維持、確保を図ってまいります。

また、地域、特に交通弱者である高齢者の足の確保対策としての高齢者ハイヤー利用サービス、路線バス高齢者利用支援事業、高校生等のバス通学定期運賃補助を継続してまいります。

【環境衛生・葬斎場・墓地】

ごみの減量化や再資源化、住民によるリサイクル運動の推進、廃棄物処理場の適正な管理、1市2町一般廃棄物広域処理、し尿処理体制の確保などを進めてまいります。また、老朽化したごみ収集車1台を更新してまいります。

葬斎場「清陵苑」は、良好な維持管理に努め利用者の利便性の向上を図っていくほか、利用者が増加傾向にある合葬墓を含めた、墓地の適正な管理を継続してまいります。

その他、温泉保養センターでは大規模改修工事として外壁修繕や内部コーキング等を実施するとともに、老朽化した源泉ポンプの取り換え工事を実施してまいります。

【GXの推進について】

国は、地球が「地球沸騰化と呼ばれる気候変動」「第6の大量絶滅時代と呼ばれる生物多様性の損失」「世界の排水の80%が未処理のまま放出されている汚染」の3つの危機に瀕しているとして、昨年5月に循環共生型社会を構築し、将来にわたってウェルビーイングをもたらす新たな成長をもたらすことを目的に「第6次環境基本計画」を策定し、様々な施策を展開しようとしております。本町でも昨年3月7日に2050年までに温室効果ガス排出量実質ゼロを実現することを目指し、「訓子府町ゼロカーボンシティ宣言」を行ったところでございます。

令和6年度に訓子府町再生可能エネルギー導入戦略を策定し、本町の実行計画に基づき、個人の住宅及び集会所の性能向上リフォーム及び再生エネルギー設備導入に係る改修工事費の一部を補助する「住まいのゼロカーボン化推進事業補助金」を新設するとともに、公共施設のLED化や公用車に電気自動車を導入、暖房機からの排気ガス量を少なくし、CO2排出量の抑制を図るための暖房機調整の調査をするコミッショニング業務の実施など、温室効果ガス抑制につながる具体的な事業展開を図ってまいります。

将来目標の6点目は、「みんなの『安全・安心』を支えるまちづくり」についてであります。

我が国は、昨今の気候変動により、今まででは起こりえなかったような自然災害により、様々な被害が発生しています。国では人命最優先の防災立国を構築するため、令和8年度に新たに防災庁の設置を目指しております。

本町においても、いつ襲ってくるかわからない災害に備え、安全、安心に暮らせる地域づくりを引き続き進めてまいります。

【住民安全の推進】

災害発生時には、モバイルアプリケーションいわゆるラインを用いた通報システムの運用を継続し、迅速な被災箇所の把握や避難所となっている公共施設などの公衆無線LANを更新するなど、デジタル技術による防災力の向上に努めてまいります。

災害発生初期の、自助、共助などを町全体で進めていくため、自主防災組織の設立、育成などを通じた住民の防災意識の向上のほか常呂川雨量観測所や簡易水位計を用い、さらに常呂川多機関連携タイムラインの運用による関係機関との緊密な連携を図りな

がら町民への迅速な情報提供を進め、地域防災力の強化を図ってまいります。

昨年7月6日には、町民が関与する交通事故死ゼロ5,000日を達成しました。令和7年度においても、交通安全協会、交通安全推進委員会と連携するとともに、交通安全指導員をはじめ、地域の協力も得ながら、定例及び期別の街頭啓発、各学校等における安全教室の実施など交通安全意識の向上とゼブラライン2か所を整備するなど、今後も交通事故死ゼロが継続するよう努めてまいります。

北海道警察の要請などにより、通学路に令和2年度に3か所、昨年度2か所の合計5か所設置した防犯カメラを活用し、犯罪抑制に努めてまいります。全国的にも悲惨な事件は後を絶たないことから、防犯協会、暴力追放推進協議会などの関係機関と連携し、犯罪の未然防止や暴力追放に引き続き取り組んでまいります。

また、犯罪被害者等支援条例により、万が一犯罪被害に遭われた方がいた場合には支援策を講じるなど、安全で安心して暮らせる地域社会の実現に努めてまいります。

広域で連携する消費生活相談やトラブル防止に向けた啓発など、生活安全の確保にも努めてまいります。

将来目標の7点目は、「『みんなの力で』暮らしやすいまちづくり」についてであります。

【DXの推進】

昨年7月から10月末までの期間で町の全ての業務の棚卸を実施し、デジタル化等の手段により町民サービスの向上や業務の効率化・最適化が図れるものの検討を実施し、令和7年度はまず、町への各種申請や公共施設の予約をスマートフォンなどの電子機器でできる機能、公共料金等をオンライン納付できる機能等を備えたウェブアプリを開発してまいります。また、庁舎窓口やスポーツセンター、温水プール、温泉保養センターにキャッシュレス対応レジや券売機を整備し、町民の利便性の向上を図ってまいります。近隣自治体と歩調を合わせ、共通基盤等の共同利用・調達を実施することにより、高騰するデジタル技術経費抑制を検討してまいります。また、複雑化する業務に対し、高水準のサービスを提供するため、電子化したマニュアルを整備してまいります。カードを用いて

職員の出退勤を電子化し、勤怠管理システムの導入による勤務状況の適切な管理をはじめ、将来的な多様な働き方の模索や庁舎管理の見直し等に活用してまいります。全国で共通化・標準化される自治体情報システム導入に向けた各システムの改修については、国の目標に沿うよう着実に進めてまいります。

【住民参画の推進等】

まちづくり町民参加条例による意見、まちづくり推進会議からの提言、夜間町長室開放の継続のほか、オンライン町長室や階層別タウンミーティングなど新たに始めた広聴活動を積極的に取り組み、広く町民の声に耳を傾けてまいります。

また、ホームページやライン、フェイスブック、エックスなどのSNSを活用した積極的な行政情報の発信を継続し、情報発信や住民サービスにつなげてまいります。

町内会、実践会はまちづくりの基盤であり、自治会ごとに様々な取り組みを進めることができるよう、また、地域が一つになり活気あふれる豊かな地域づくりができるよう、引き続き支援するとともに、地域の拠点となるコミュニティ施設の環境整備を継続

的に図ってまいります。本年度は日ノ出地区ふれあいセンターの外部改修を実施してまいります。

多様な性のあり方や人権が尊重され、一人ひとりの個性及び能力を十分に発揮することができる社会の実現に向けて、性的マイノリティの方々の家族としての関係性を公的に認めることで当事者の尊厳を守ることにつなげるため、本年４月１日からパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度を導入し、北見地域定住自立圏における１市４町による連携した取り組みを開始してまいります。

ふるさとおもいやり寄付制度について、令和７年度も事業推進を図るとともに、適正な制度運用のもと、本町物産のＰＲ、産業の振興、地域活性化を推進するため、事業者など関係者と連携を図りながら多様な取り組みに努めてまいります。

【地域おこし協力隊】

本町では、未来に向かって新たなまちづくりを進めていくため、引き続き地域おこし協力隊を採用し、協力隊員のスキルや能

力、斬新な視点を生かした活動によって、協力隊員と連携を図りながら、魅力的なまちづくりを目指し地域の活性化を図ってまいります。

【行財政運営】

「第6次訓子府町総合計画」後期重点プロジェクトを着実に実行し、将来にわたり持続可能な行財政運営を確立するため、町民参加と官民連携、各種事業の再構築、公共施設の長寿命化や更新のマネジメント、組織、業務の見直しなどを推進してまいります。また、第6次総合計画は令和8年度までの計画期間となっており、本年度から第7次の計画策定の準備に着手してまいります。

財政運営にあたっては、国や北海道などの財政支援制度等の有効な活用を図るとともに、基金運用の適正化と公債費の最適化に配慮した予算編成により、将来に過度な負担を残さない財源対策など財政の平準化を図ってまいります。

また、将来の大型事業も見据え、基金造成にも取り組んでまいります。

人材不足が叫ばれておりますが、行政を担う原動力は職員であり、組織及び運営の合理化に努めながら、適正な規模を確保してまいります。また、行政を担う職員の資質や能力向上は効率的、効果的な行政運営を推進するため必要であり、その成果を町政運営に反映させ、福祉の増進につなげることも重要な政策の一つであり、派遣研修やウェブ研修など多様な研修に積極的に参加させ、自治体職員としての知識や能力の向上に努めてまいります。

さらに、地域担当職員制度についても高齢者宅の訪問や地域行事への参加を通じて地域に学び、地域課題を共有し解決につなげる仕組みづくりも検討してまいります。

以上、私の基本姿勢と令和7年度の施策の一端を述べさせていただきました。

町民の皆さま並びに町議会議員の皆さまの一層のご理解とご協力を心からお願い申し上げ、令和7年度の町政執行方針とさせていただきます。